

# 子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

## 背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

## 趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
- 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
- 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための  
枠組みづくり

〔 国 〕

〔 地方公共団体 〕

子ども・若者育成  
支援推進大綱

勘案

都道府県、市町村  
子ども・若者計画  
(努力義務)

策定

子ども・若者育成  
支援推進本部  
(本部長:総理)

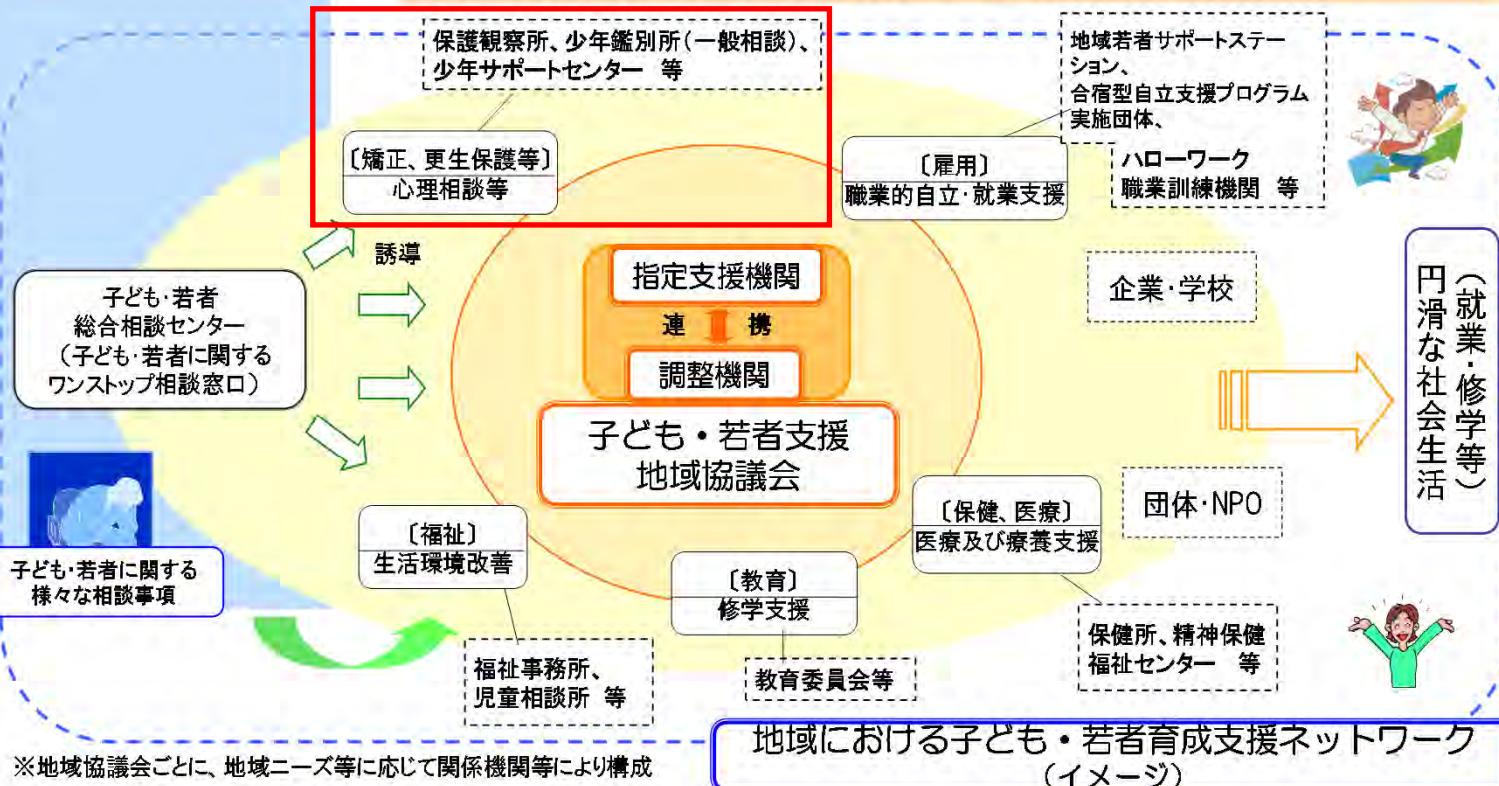
基本理念

国の基本的な施策等

- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・社会環境の整備
- ・子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知  
相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善  
修学・就業 知識技能の習得 等の支援
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
  - ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
  - ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク  
(イメージ)

# 法に基づく大綱（子ども・若者ビジョン）

## 5つの理念

(1) 子ども・若者の最善利益を尊重 (2) 子ども・若者は大人と共に生きるパートナー (3) 社会の能動的形成者となるための支援 (4) 一人一人の状況に応じた総合的・重層的支援 (5) 大人社会の在り方の見直し

## 3つの重点課題

(1) すべての子ども・若者の支援  
(2) 困難を有する子ども・若者、家族の支援  
(3) 地域における多様な担い手育成

## 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

全ての子ども・若者支援

### (1) 子ども・若者の自己形成支援

①日常生活能力の習得, ②多様な活動機会の提供, ③学力の向上, ④大学教育等の充実, ⑤経済的支援

### (2) 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

①社会形成への参画支援, ②社会参加の促進

### (3) 子ども・若者の健康と安心の確保

①健康の確保・増進, ②相談体制の充実

### (4) 若者の職業的自立, 就労等支援

①就業能力・意欲の習得, ②就労等支援の充実

社会全体で支えるための環境整備

### (1) 環境整備

①家庭, 学校及び地域の相互の関係の再構築

「家庭を開く」保護者等支援/「開かれた学校」づくり 等

②多様な主体による取組の推進

子ども・若者総合相談センター体制支援/オンズパーソン等子どもの相談体制普及/国民運動等の取組推進/「新しい公共」等

③関係機関の機能強化, 地域の多様な担い手育成

青少年リーダー等育成

④子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

フィルタリング普及/ネット上の違法情報取締り/ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組 等

### (2) 大人社会の在り方の見直し

雇用・労働の在り方の見直し 等

困難を有する子ども・若者やその家族を支援

### (1) 困難な状況ごとの取組

① ニート, ひきこもり, 不登校の子ども・若者への支援等

子ども・若者支援地域協議会の設置促進/支援に携わる人材養成/地域若者サポートステーション事業 等

② 障害のある子ども・若者の支援

教育・就労支援等/発達障害支援

③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等

非行防止・相談活動の推進/薬物乱用防止/少年院における矯正教育の充実 等

④ 子どもの貧困問題への対応

子ども手当, 高校の実質無償化, 奨学金の充実/ひとり親家庭への支援/貧困の連鎖の防止/状況把握 等

⑤ 困難を有する子ども・若者の居場所づくり

要保護児童の居場所づくり/グループホーム等居場所づくり

⑥ 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

外国人児童の教育充実/定住外国人の若者の就職促進/性同一性障害者等/十代の親への支援/嫡出でない子

### (2) 子ども・若者の被害防止・保護

児童虐待防止対策/里親等社会的養護の充実/児童買春, 児童ポルノ等の犯罪対策/犯罪被害者への支援/いじめ被害, 自殺対策/被害防止教育 等

## 推進体制

○実態把握 ○広報啓発 ○国際協力・連携 ○施策の点検評価 ○若者への意見聴取 ○見直し（5年後目途）